

[別表]

様式名称	様式番号			提出(経由)機関の順序						提出(作成)部数
	貸付規則	事務処理要領	口座振替契約	県	農林事務所	事務委託機関 県連	機関 単組	金融機関	借受者	
林業・木材産業改善資金貸付申請書	第1号				3	2	2		1	3
林業・木材産業改善資金貸付決定通知書	第2号				1				2	1
林業・木材産業改善資金借用証書	第3号				4	3	2		1	1
林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書	第4号				4	3	2		1	2
林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書	第5号			2	1				2	1
林業・木材産業改善資金事業計画変更等承認申請書	第6号				4	3	2		1	3
林業・木材産業改善資金据置期間変更承認申請書	第7号				4	3	2		1	3
林業・木材産業改善資金事業実績報告書	第8号				4	3	2		1	1
林業・木材産業改善資金繰上償還申込書	第9号				4	3	2		1	3
林業・木材産業改善資金借受者氏名変更等届	第10号				4	3	2		1	1
林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書		1			3	2	2		1	3
林業・木材産業改善措置に関する計画書		2			3	2	2		1	3
東日本大震災罹災証明書		2の1			4	3	2		1	3
東日本大震災被害証明書		2の2			4	3	2		1	3
林業・木材産業改善資金受付簿		3				1	1			1
林業・木材産業改善資金貸付申請簿		4			1					1
林業・木材産業改善資金貸付資格認定書		5			1				2	1
林業・木材産業改善資金貸付資格認定連絡書		6			1	2	2			2
林業・木材産業改善資金貸付台帳		7			1					1
林業・木材産業改善資金貸付決定連絡書		8		2	1	2	2			3
林業・木材産業改善資金管理簿		9			1	1				1
林業・木材産業改善資金借受辞退届		10			4	3	2		1	3
林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書		11		2	1	2	2		2	4
債権者登録(変更)申請書		12			4	3	2		1	1
林業・木材産業改善資金借用証書特約条項		13			4	3	2		1	1
事業完了確認調査書		14			1					1
林業・木材産業改善資金指導状況調査書		15			1					1
事業完了延期申請書		16			2				1	1
事業完了延期承認(不承認)書		17			1				2	1
林業・木材産業改善資金事業計画変更等承認(不承認)書		18		2	1	2	3		4	1
林業・木材産業改善資金借受者氏名変更等承認(不承認)書		19			1	2	3		4	1
連帯保証人追加(変更)請求書		20			1	2	3		4	1
林業・木材産業改善資金連帯保証書		21			4	3	2		1	1
連帯保証人変更届		22			4	3	2		1	1
譲渡担保契約証書		23			2				1	2
稼働記録簿		24							1	1
ステッカー		25							1	1
納期到来のお知らせ		26				1	1		2	1
林業・木材産業改善資金据置期間変更承認通知書		27		2	1	2	3		4	1
林業・木材産業改善資金期限前償還通知書		28			1	2	3		4	1
貸付期限延期証並弁済契約書		29			4	3	2		1	1
林業・木材産業改善資金違約金調査書		30		2	1					1
林業・木材産業改善資金違反金調査書		30の2		2	1					1
林業・木材産業改善資金借用証書返戻一覧表		31			1	2				1
林業・木材産業改善資金借用証書(返戻)	第3号				1	2	3		4	1
林業・木材産業改善資金管理状況報告書		32		3	2	1				1
滞納状況報告書		33		3	2	1				1
林業・木材産業改善資金需要額調査表		34		2	1					1
需要額調査書		35		2	1					1
林業・木材産業改善資金内示書		36		1	2					1
林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書		37		2	1					1
口座振替依頼書			1			2	2	3	1	1
納入通知書送付依頼書			2			2,4	2,4	3	1	1
口座振替納入通知書送付書			3(1)			1,3	1,3	2	1	1
口座振替納入済通知書			3(2)			2	2	1	3	1

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所(〒)
電話番号
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者氏名)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、福島県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第2項に基づき関係書類を添えて貸付資格の認定を申請します。

年度									
年度									
年度									
合計									

(記載方法)

- 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組みの具体的な内容（機械又は施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）及び資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置を記載してください。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載してください。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び資金内訳を記載してください。
- 3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させてください。

(添付資料)

- 1 融資機関からの借入れを希望する場合は、融資機関に提出した林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを添付してください。
- 2 法律の特例に該当し、償還期間を10年以上又は据置期間を3年以上とする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付してください。
- 3 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付してください。

別紙1（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする個人による申請の場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
家族従事者数		
資本整備の状況		
生産等の状況		
年間収入（万円）		
年間所得（万円）		

（記載方法）

- 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について、記載してください。
- 2 生産等の状況欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載してください。
- 3 年間収入及び年間所得の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載してください。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状（年度）	目標（年度）	1との関係

（記載方法）

- 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記載してください。
- 2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載してください。
- 4 1との関係の欄は、目標と1に記載した年間収入又は年間所得との関係を記載してください。

別紙2（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする団体による申請の場合）

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
資本金（出資金）		
従事者数		
資本整備の状況		
生産等の状況		
年間売上高（万円）		
年間営業利益（万円）		

（記載方法）

- 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について、記載してください。
- 2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載してください。
- 3 年間売上高及び年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載してください。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状（年度）	目標（年度）	1との関係

（記載方法）

- 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記載してください。
- 2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載してください。
- 4 1との関係の欄は、目標と1に記載した年間売上高又は年間営業利益との関係を記載してください。

別紙3（林業労働に係る労働災害の防止を目的とする林業労働従事者による申請の場合）

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
年間従事日数		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

（記載方法）

- 1 労働災害防止の欄は、申請時点における労働災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載してください。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載してください。

（A4版）

別紙4 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする雇用主又は個人事業主による申請の場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(記載方法)

- 1 従業員数及び年間延べ雇用量の欄は、家族従事者に係るものを含めた数値を記載してください。
- 2 労働災害防止の欄には、申請時点における労働災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載してください。

(A4版)

別紙5 (林業労働に従事する者の確保を目的とする申請の場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

(記載方法)

- 1 従業員数及び年間延べ雇用量欄は、家族従事者に係るものを含めた数値を記載してください。
- 2 労働従事者の確保欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載してください。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載してください。

(A4版)

別紙6（林業・木材産業改善措置の内容が機械又は施設の導入の場合）

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
機械施設名等		
(削除)		
(削除)		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	①更新・新規 ②新品・中古（ 年製造） ③購入・賃貸

（記載方法）

- 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉にしてください。
また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更してください
- 2 機械・施設名等及び規格・能力の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は記載を省略できます。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載してください。

（A 4版）

別紙 7 (林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢級	面積 ha	材積 m ³	延長 m	所要金額 千円
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路の開 設又は改良							
	計						
合計							

(記載方法)

- 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉にしてください。
- 2 施業対象森林の概要は、位置及び現況（樹種別、林種別及び齢級別の面積並びに蓄積）を別紙に記載するとともに、位置を明らかにした図面を添付してください。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等、様式を変更しても差し支えありません。

(A 4版)

(別紙)

施業対象森林の概要

団地名	森林の位置			森林の現況						備考
	市町村	地番	林班・ 林小班	人工林・ 天然林別	樹種	林種	齢級	面積 ha	蓄積 m ³	

(A 4版)

別紙 8

(林業・木材産業改善措置の内容が立木取得を行うものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

伐採対象立木											取得予定 年月日	取得対 象立木	所要額 千円
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町 村	地 番	林班・ 林小班	人工林			天然林			計			
				樹種	樹齢	材積 m ³	樹種	樹齢	材積 m ³	材積 m ³			
計													

(記載方法)

- 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉にしてください。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載してください。
- 3 林小班ごとに記載してください。
- 4 樹種及び樹齢が複数にわたる場合は、主たるものを記載してください。
- 5 取得対象立木の欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○印を記載してください。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等、様式を変更しても差し支えありません。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付してください。
- 2 木材加工業者と締結した木材の安定供給に係る協定等の写しを添付してください。

(A 4 版)

別紙 9

(林業・木材産業改善措置の内容がその他の取組である場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他 	
実施時期	年 月 日
所要額	円

(記載方法)

- 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にしてください。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載してください。

(A 4 版)

様式2の1

東日本大震災罹災証明書

年 月 日

様

住所：

氏名：

(法人名及び代表者名)

被害の状況

被害を受けた主要な農林漁業用資産

① <資産名>

<資産所在地> 町 番地

<被害状況> 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ()

② <資産名>

<資産所在地> 町 番地

<被害状況> 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ()

③ <資産名>

<資産所在地> 町 番地

<被害状況> 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ()

上記の通り被害を受けたことを証明する。

年 月 日

氏名

印

東日本大震災被害証明書

年 月 日

様

住所：
氏名：
(法人名及び代表者名)

被害状況（売上額、受注額又は生産量等の減少率）

以下の（1）～（3）のいずれかについて記載。

（1）震災発生後借入申込みまでの2ヶ月（ 年 月から 年 月まで）の
売上額、受注額又は生産量等・経営費（A）
売上額・受注額・生産量・出荷量・販売量・取引量・経営費 千円(kg)

上記（A）に対する前年同期（ 年 月）から 年 月まで）の
売上額、受注額又は生産量等・経営費（B）
売上額・受注額・生産量・出荷量・販売量・取引量・経営費 千円(kg)
$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \% \quad \left[\geq 30\% \right]$$

（2）震災発生後の年間（ 年 月から 年 月まで）の
年間売上額、年間受注額又は年間生産量等・経営費（A）
年間売上額・年間受注額・年間生産量・年間出荷量・年間販売量・年間取引量・経営費 千円(kg)

上記（A）に対する前年同期（ 年 月）から 年 月まで）の
年間販売額、年間受注額又は年間生産量等・経営費（B）
年間売上額・年間受注額・年間生産量・年間出荷量・年間販売量・年間取引量・経営費 千円(kg)
$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \% \quad \left[\geq 10\% \right]$$

（3）（1）又は（2）以外の指標により、（1）又は（2）と同程度以上の影響を受けている又は今後受けると見込まれる場合。

（内容）

① 地震の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存している

影響を受けた取引先との取引量 [] / 総取引量 [] × 100 = % (≥ 50%)

② その他

〈記載注意〉

- ※1 （1）及び（2）の生産量等の単位については、適宜、頭、千羽、t等に修正して下さい。
- ※2 （2）の年間販売額又は年間生産量については、見込み値でも可能です。
- ※3 （2）について、漁業者にあつては、「年間売上額、年間受注額又は年間生産量等」とあるのは「水揚げ金額・水揚げ量等」に変更して記載ください。

上記の通り被害を受けたことを証明する。

年 月 日

氏名

印

様式 5

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

印

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された申請
については、これを認定します。

様式 6

林業・木材産業改善資金貸付資格認定連絡書

番 号
年 月 日

様

福島県知事
(公印省略)

年 月 日付けで下記により貸付資格認定申請のあったこのことについては、別添林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（写）のとおり認定したので連絡します。

記

1 認定申請者 住所
氏名

2 認定書文書番号
年 月 日 番 号

※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日

林業・木材産業改善資金（県貸付金）借受辞退届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付け貸付決定番号 をもって貸付決定ありました林業・木材産業改善資金（県貸付金）について下記理由により借受を辞退したいので、貸付決定通知書を添えてお届けいたします。

記

資 金 の 区 分	
貸 付 決 定 金 額	千円
理 由	

注 ※印欄は、上段より経由機関名を記入すること。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付で認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律 第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 貸付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

様式 1 2

債権者登録（変更）申請書

様式 1 2 （裏）

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第 1 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、福島県（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間に おいて、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が福島県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第 2 条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第 3 条 乙は、事業完了後 30 日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第 4 条 乙は、甲の役員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の役員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第 5 条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第 6 条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第 1 条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）第 10 条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 3 乙は、第 1 条第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 10 号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由

として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年 12.25 パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第 7 条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第 8 条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第 9 条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第 10 条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第 11 条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第 12 条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第 13 条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第 14 条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

事業完了確認調書

1 借受者

住 所	
氏名又は名称	

2 資金内容

資金の区分		貸付内容	
資金決定 年 月 日	年 月 日	貸付決定番号	
資金交付 年 月 日	年 月 日	事務受託機関	

3 事業実施状況の確認

事業の着工と完了	着工年月日	年 月 日	事業完了延期承認年月日	年 月 日		
	完了年月日	年 月 日	完了報告書受理年月日	年 月 日		
事業実施の内容	計 画		実 績			
	事業内容	事業費	事業内容	事業費		
		計		計		
支出状況	貸付金受領年月日	年 月 日	貸付金受領金額	千円		
	金融機関	東邦銀行 支店	口座番号			
	支出年月日	支 払 額	支 払 先	支 払 方 法		
		計				
貸付限度額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過		
調査所見						
確認印	所長	次長	部長	副部長	課長	課員

様式15

林業・木材産業改善資金指導状況調書

1 借受者

住 所	
氏名又は名称	

2 資金内容

資金の区部		貸付内容	
貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸付決定番号	
事業完了 年 月 日	年 月 日	事務受託機関	

3 事業実施後の指導状況

指導年月日	事業実施結果の評価	指 導 事 項	指導者名印
確 認 印	所長 次長 部長	副部長 課長 課員	
確 認 印	所長 次長 部長	副部長 課長 課員	
確 認 印	所長 次長 部長	副部長 課長 課員	

事業完了延期申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号 ）により貸付けを受けた
 林業・木材産業改善資金に関する事業について、下記の理由により期限までに完了できないので、
 完了期限の延期を申請します。

記

資 金 の 区 分	
借 受 金 額	千円
当 初 計 画	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
変 更 計 画	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
変 更 理 由	

事業完了延期承認（不承認）書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付け申請のあった林業・木材産業改善資金に関する事業完了の延期については、下記のとおり承認（不承認）します。

記

資 金 の 区 分	
貸 付 金 額	千円
承 認 事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
理 由 (不 承 認 の 場 合)	

林業・木材産業改善資金事業計画等変更承認（不承認）書

番 号
年 月 日

様

福島県知事 印

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善措置に関する計画の変更については、
下記のとおり承認（不承認）します。

記

貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	
資金の区分		貸付金額	千円
項 目	当 初 計 画	変 更 計 画	
理 由 (不承認の場合)			

林業・木材産業改善資金借受者氏名変更等承認（不承認）書

番 号
年 月 日

様

福島県知事 印

年 月 日付けで届け出のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）
します。

記

貸付決定日	貸付決定番号	
項 目	変更前	変更後
理 由 (不承認の場合)		

連帯保証人追加（変更）請求書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

印

あなたに対し貸付けた下記の林業・木材産業改善資金に関する連帯保証人については、別に追加（変更）されるよう通知します。

記

貸付年度		貸付決定 番号	
貸付金額	千円	貸付残高	千円
変更すべき 連帯保証人			

この請求書を受けたときは、速やかに連帯保証人を追加（変更）し、林業・木材産業改善資金連帯保証書を貸付申請書提出機関に提出してください。

※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日

林業・木材産業改善資金連帯保証書

下記の林業・木材産業改善資金について、福島県林業・木材産業改善資金貸付規則及び林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（裏面）を承知して、保証の限度額の範囲内において、借受者と連帯してその弁済の責めに任じます。

年 月 日

福島県知事

連帯保証人	住 所	〒				
	(ふりがな)		電 話 番 号	生年月日	年齢	職 業
	氏 名	印		年 月 日		

資金の区分	借 受 金 額		千円
借受者氏名	借受者住所		
償 還 期 日 及び償還額	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円

注 ※印欄は、上段より経由機関名を記入すること。

※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

福島県知事

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号 ）により貸付を受けた林業・木材産業改善資金について連帯保証人を次のように変更したいので届け出ます。

記

資金の区分		貸 付 金 額			千円
連帯保証人 住所氏名等	新	氏 名	印	住 所	
	旧				
変 更 の 理 由					

注 1 新たに保証人になる者の印鑑証明等を添付すること。

2 ※印欄は、上段より経由機関名を記入すること。

譲渡担保契約証書

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成 16 年福島県規則第 3 号）の規定に基づいて貸し渡した林業・木材産業改善資金に係る 年 月 日付け借用証書（以下「原契約」という。）をもととし、貸主福島県（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、次の契約を締結する。

第 1 条 乙は、原契約により貸付対象となったその所有する末尾表示物件（以下「譲渡物件」という。）を債務の担保として、本日当事者立会の上甲に無償で譲渡し、占有の改定によりその引渡しを完了した。

なお、この譲渡は、外部関係だけでなく当事者間においても完全にその所有権を移転したものである。

前項の譲渡物件について、乙は、瑕疵若しくは先取特権その他甲に損害を及ぼすような権利が存在しないことを保証した。

第 2 条 甲は、前条による譲渡物件を本契約の締結の日から原契約に規定する弁済期日まで乙に無償で貸渡し、乙は、その当然の用法に従い、甲の名義で代理占有し、善良な管理者の注意をもって管理すること。

2 乙は、甲の所有物件であることを公示するに足る方法を講ずること。

第 3 条 本契約による譲渡物件が、原因の如何を問わず、滅失又はき損等によりその価値が減少したときは、甲の請求により、乙は、増担保若しくは代り担保を提供し、又は原契約の債務の一部若しくは全部を返済しなければならないこと。

第 4 条 乙は、譲渡物件を甲の承諾なく第三者に引渡し、又は使用することを許諾し、若しくは現状を変更するなど甲に損害を及ぼすような一切の行為をしないこと。

第 5 条 乙は、譲渡物件について第三者より差押・仮差押・仮処分等甲の権利を侵害するような行為を受けたとき又はその恐れのあるときは、ただちに甲へその旨通知するとともに、当該第三者に対して、当該物件が自己の所有物でないことを主張し、かつ、立証すること。

第 6 条 本契約の規定に乙が違反したときは、甲は、何時でも譲渡物件を引き上げるものとし、乙は、これに関して一切異議がないこと。

2 乙は、前項による引渡費用及びその引渡の日までに発生した譲渡物件に係る修繕費及び公租・公課など一切の費用を負担すること。

第 7 条 乙が本件債務の履行を怠ったときは、甲は、任意に譲渡物件を処分し、その処分代金から原契約による債務の弁済に充当することができること。この場合、乙は、処分の時期・方法・価格又は弁済充当の方法について、一切異議がないこと。

2 前項によっても、なお債務の全部を弁済することができない場合、乙は、その不足額を直ちに弁済すること。

3 甲は、第 1 項により債務の弁済に充当してなお剰余があるときは、その剰余額を乙に支払うこと。

第8条 乙が原契約による債務を完済したときは、何等の手続きを要せず、譲渡物件の所有権は、当然乙に移転すること。

第9条 本契約について訴訟の必要が生じた場合は、福島地方裁判所を管轄裁判所とすること。

甲・乙は、この契約を証するため、本契約証書を各1通保持するものとする。

年 月 日

甲 福 島 県

代表者 福島県知事

乙 住 所

氏 名

譲渡物件の表示

譲渡物件の名称	規 格 ・ 型 式 又 は 構 造 (製 造 所 名 ・ 番 号 ・ 年 月 日 含 む)	数 量

別 図

福島県林業・木材産業改善資金
機械施設

所有者 福島県

福島県林業・木材産業改善資金活用車

・素 材 ビニールシール（裏：のり）

・大きさ 2.4cm × 23cm

納期到来のお知らせ

年 月 日

様

事務受託機関

組合（連合会）

年 月 日付けであなたに貸付けた福島県林業・木材産業改善資金
の第 回目の償還金の納入期日が近づきました。

*きましては、納入通知書は指定の金融機関に送付しますので、下記の期日までに償
還額をあなたの口座に振込んでください。

なお、期日までに振込みがなかった場合は、本償還金のほかに違約金が加算されます
ので、併せてお知らせします。

記

1 納 入 期 日 年 月 日
2 償 還 額 円

林業・木材産業改善資金据置期間変更承認通知書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善資金据置期間の変更は下記のとおり承認します。

記

1 貸付状況

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		千円	千円	千円	

2 変更内容

変更前

償還期間		うち据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

変更後

償還期間		うち据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

3 連絡事項

--

林業・木材産業改善資金期限前償還通知書

番 号
年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号 ）の林業・木材産業改善資金
について、下記のとおり期限前償還を決定しましたので通知します。

なお、期限前償還額については、別途納入通知書を送付しますので、納付してください。

記

資金の区分		貸付金額		千円			
理由							
当初 貸付額	当初の償還方法		期限前 償還額	期限 i 償還後の償還方法			
	支払	期日		金額	支払	期日	
千円	第 1 回	年 月 日	千円	千円	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日			第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日			第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日			第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日			第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日			第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日			第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日			第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日			第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日			第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日			第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日			第 12 回	年 月 日	
	第 13 回	年 月 日			第 13 回	年 月 日	
	第 14 回	年 月 日			第 14 回	年 月 日	
	第 15 回	年 月 日			第 15 回	年 月 日	

収 入
印 紙

※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日
※	番号		年 月 日

貸付期限延期証並弁済契約書

年 月 日付け借用証書によって貴県から借用した林業・木材産業改善資金
円（現在高円）は、年 月 日まで期限延期の御承認を得ましたので、
下記条項により期日までに必ず完済いたすべく連帯保証人連署をもって本証書を差入れます。

記

- (1) 本契約は、原契約の延長なるをもって原契約証書の各条項はすべてその適用を受けるものとする。
- (2) 元金 年 月 日返済するものとする。
- (3) 延期後の利息も無利子とする。
- (4) 連帯保証人は原契約証書並びに本証書の各条項により本人と連帯して保証の義務を負担する。

年 月 日

債務者	住所 氏名	印
連帯保証人	住所 氏名	印
連帯保証人	住所 氏名	印

福島県知事

注 ※印欄は、上段より経由機関名を記入すること。

林業・木材産業改善資金違約金調査書

借 受 者 名	
資 金 の 区 分	
償 還 金 額	円
償 還 期	第 期償還分 (年 月 日分)
償還期日 (延滞日数)	年 月 日償還 (日間)
違 約 金 精 算 基 礎	円 × 12.25 × 1/100 × 日 / 365日 = 円
違 約 金 額	円
貸 付 年 度	
事 務 受 託 機 関 名	
備 考	

注 1 1円未満の端数は切り捨てること。

2 備考欄には、延滞理由を記入すること。

3 閏年にあっても、1年の算出基礎日数 (分母) は365日とする。

林業・木材産業改善資金違反金調査書

借 受 者 名	
資 金 の 区 分	
期 限 前 償 還 金 額	円
違 反 金 積 算 根 拠	円 × 12.25 × 1/100 × 日 / 365日 = 円
違 反 金 額	円
貸 付 年 度	
事 務 受 託 機 関 名	
期限前償還をさせた理由 (貸付規則第12条の2 に該当した理由)	

- 注 1 1円未満の端数は切り捨てること。
 2 閏年にあっても、1年の算出基礎日数(分母)は365日とする。
 3 期限前償還をさせた理由については、できる限る詳細に記入することとし、当該欄で記載しきれない場合は、別紙として添付すること。
 4 期限前償還通知書(様式28)を添付すること。

需 要 額 調 書

(単位：千円)

借入希望者		資金の区分	内 容	型式・性能等	事 業 費	借 入 希望額	借 入 希望期	事 務 委 託 機 関 名 (希望する融資機関名)
氏名又は名称	住 所							
合計								

(注) 1 資金の区分欄は、林業部門の経営の開始、木材産業部門の経営の開始等と記載すること。
 2 県による貸付、融資機関による貸付毎に別様とすること。

3 不適正事例の発生原因

区 分	そ の 問 題 点
貸付審査不十分	
確認審査不十分	
指導不十分	
その他の	

4 改善対策

現在まで実施した改善策	今後予定している改善策